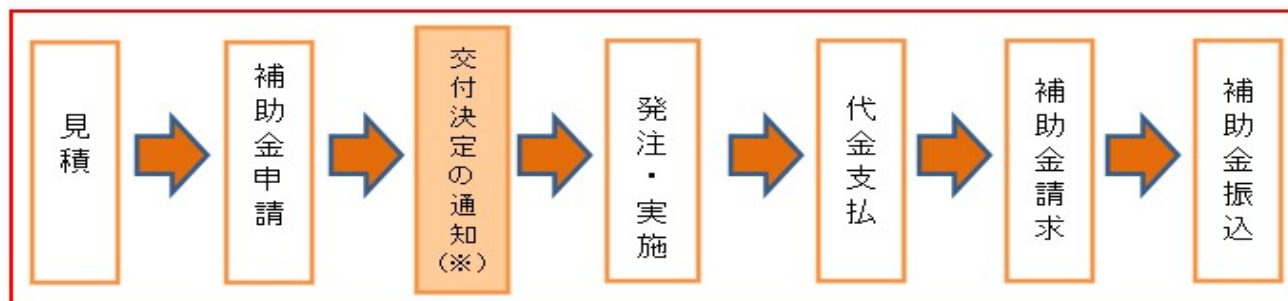


離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業 実施の手引き

1. 概要

離島のガソリン流通コスト対策事業(値引補助)により値引販売を行っているガソリン販売店が行う、予め指定された検査や検定等(以下「経費補助」)に要する費用について、「離島のガソリンスタンド等支援事業」と合わせて総額45万円まで補助します。

<補助金申請から補助金受給までの流れ>



(※)全石連が補助金交付を決定すると「交付決定通知書」を送付します。

交付決定通知書が届いてから発注してください。ただし、前年度から継続して値引き販売を行っている販売店であって、今年度事業の交付決定通知を受けた場合においては、前年度の2、3月に実施した分を事後申請することができます。

2. 補助金交付申請の方法

次の書類を各申請窓口まで送付してください。

(提出書類)

- ・離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業「交付申請書」(様式第1号の2)

(添付書類)

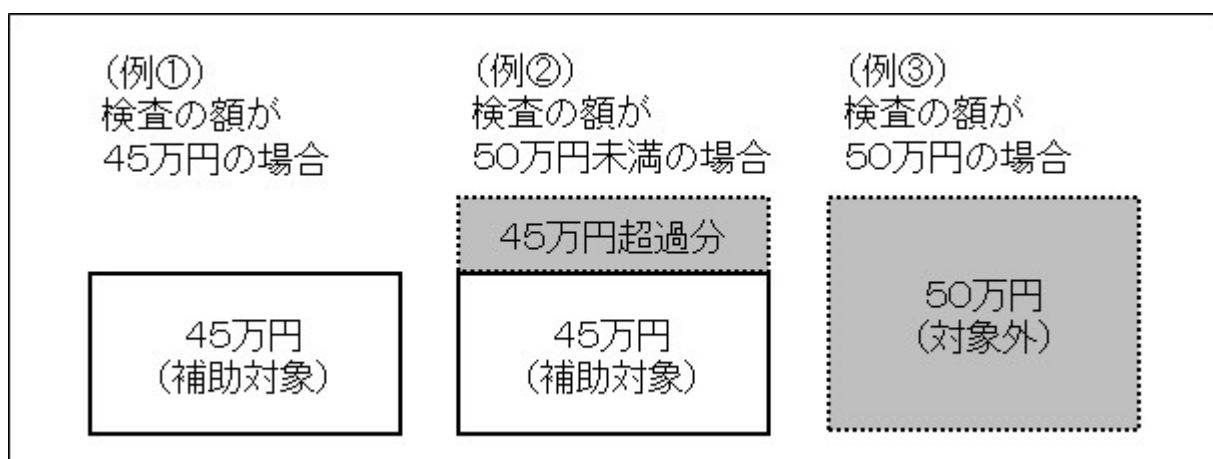
- ①「誓約書及び暴力団排除に関する誓約事項」原本
- ②別添「役員名簿」
* 氏名(カナ)、生年月日、性別、会社名、役職名を記載してください。
- ③2社以上の「見積書(写)」(※)
- ④前回の検査日や有効期限が分かるもの
(結果報告書の写し、検査・検定済証の写しやシール貼付の写真等)

(※)既存の契約に基づき実施する場合は、「契約書」の写しと今回分の見積書の写しでも可。

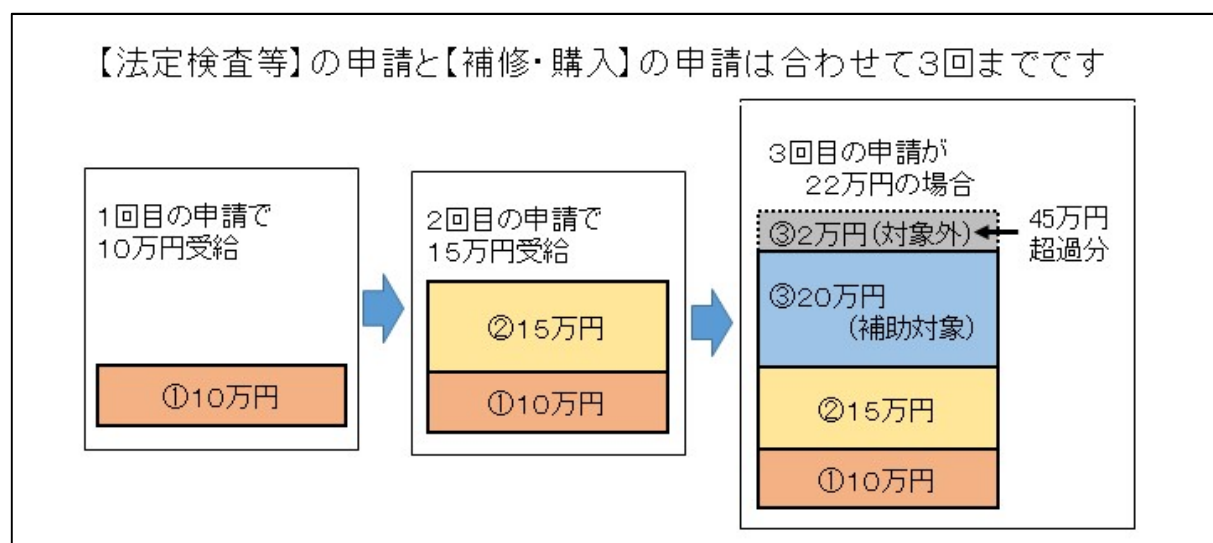
3. 補助金交付上限額、申請回数

- ・補助金交付額は「離島のガソリンスタンド等支援事業（補修・購入）」と合計して、年間45万円（消費税除く）が上限です。（※）
- ・補助金が上限に達するまで、「離島のガソリンスタンド等支援事業（補修・購入）」と合計して年間原則3回まで申請できます。やむを得ず4回目以降の申請をお考えの場合は各申請窓口にご相談ください。
- ・申請1回につき、50万円未満（消費税除く）の経費補助を申請できます。
- ・複数の検査や検定の経費補助を行い、その代金の支払いが同時期となる場合は、1回に纏めて申請してください（補修・購入の申請と纏めることはできません）。
- ・金融機関の振込手数料について、取引額の内数（先方負担）となる場合は、補助対象です。

※ 申請1回あたりの経費補助の例



※ 2回目以降の申請の経費補助の例



4. 補助金交付申請の最終期限

- ・申請の最終期限は、10月末の本会の最終営業日となりますので、期限までに各申請窓口宛に申請書類を送付してください。

5. 補助事業の実施

- ・全石連からお送りする「交付決定通知書」記載の『交付決定日』以降に発注し、検査や検定を行ってください。(※1)
- ・発注先への代金の支払いは、1月31日までに終了させてください。(※2)(※3)

(※1) 交付決定日以前の検査実施や代金の支払をした場合は、補助対象にはなりません。

(※2) 期限までに代金を支払わなかった場合は、補助対象にはなりません。

(※3) 今年度の2月、3月に行った検定や検査は、翌年度事業の補助対象になります(予算措置されることが前提となります)。ただし、申請は翌年度事業の補助金交付決定日以降に行ってください(事後申請となります)。

6. 補助金請求方法及び期限

検査や検定を行い、発注先への代金支払いが終了したら、次の書類を30日以内に各申請窓口までご提出ください。

ただし、事業開始前に実施し事後申請を行った場合には、全石連から交付決定通知書を受け取り後速やかに各申請窓口までご提出ください。

※提出様式類は、交付決定通知書送付時に送付いたします。

(提出書類)(※)

- ・離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業「実績報告書」(様式第10号の2)
- ・離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業「支払請求書」(様式第14号の2)

(添付書類) ※写真以外は、原本ではなく「写＝コピー」を送付してください。

- ①法定検査等・・・検査等の「結果報告書(写)」等(実施回数分)
- ②計量機検定・・・「結果報告書(写)」等、及び検定後の「検定証印(有効期限シール)の写真」
- ③発注先からの「請求書」
- ④発注先への「振込依頼票」等、支払の“完了”が確認できる書類
 - ・『現金支払』の場合は、発注先の「領収証(写)」 ※『現金支払』と明記
 - ・『小切手』での支払いの場合は、資金化されたことが分かる書類(半券及び当座勘定照合表)

7. 帳簿の保管等

- ・補助事業に係る購入等の支出及び補助金収入については、帳簿上他の収支と区別して管理してください。
（例）支出科目「〇〇年度 離島支援事業費」、
収入科目「〇〇年度 離島支援事業収入」等の科目を設定
- ・補助金申請等に関する書類及び会計帳簿については、事業年度終了後翌年度から5年間保存する必要があります。

8. 補助対象経費

石油製品販売設備及び揮発油販売業者の法定検査等

補助対象経費	例示等
(1)消防法第10条第4項の規定に基づく取扱所及び貯蔵所の定期点検	給油取扱所、移動タンク貯蔵所、一般取扱所等の法定点検
(2)計量法第72条に基づく計量機検定	石油製品販売に使用する計量機の検定
(3)品質確保法第16条に基づく揮発油の分析	登録分析機関に委託する揮発油分析

以 上